

返還保証書の記入例と添付の証明書類

【様式 13】

連帯保証人・保証人に4親等以内の親族でない人を選んだ場合や保証人に65歳以上の人を選んだ場合に提出する必要があります。
(当該人物が①～④の注を確認のうえ、すべての項目を記入)

貸与

610～810～

返 還 保 証 書

年 月 日

「③返還誓約書に印字された日付、返還誓約書提出後の人物変更の場合は記入日。」

私は、1. の「奨学生本人」が借用する、2. の「奨学生番号」の独立行政法人日本学生支援機構学資金について、借用（返還）金額・返還回数・割賦金等（貸与中はすべて予定）4. の「現在の資産等の状況」に記載する資力をもって、返還予定の期間を通じて生活を維持し、「奨学生本人」が行う学資金の返還（保証人は奨学生本人が返還すべき返還未済額の2分の1）を確実に保証します。

氏 名

（②当該人物の署名(自署)押印、印は実印）

生年月日 年 月 日生

（⑤当該人物の生年月日を記入）

奨学生本人

との関係

（④続柄を記入）

1. 奨学生氏名	2. 奨学生番号	3. 奨学生生年月日
	— —	年 月 日生
（⑤奨学生本人の氏名を記入）	（⑤奨学生番号を記入）	（⑦奨学生本人の生年月日を記入）

4. 現在の資産等の状況（⑧直近の資産等の状況が以下のⅠ～Ⅲのいずれかの基準を満たすことを示す証明書類を添付のうえ「金額」欄に記入）		
区 分	金 額	認定基準 及び 証明書類（すべてコピー可）
Ⅰ 給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定	万円	年間収入金額が320万円以上 ※年金は給与として扱います。 ・源泉徴収票（直近のもの） ・所得証明書（直近のもの） ・年金振込通知書、年金額改定通知書（支払金額のわかるもの、直近のもの） 等 ※給与明細は不可。
	万円	年間所得金額が220万円以上 ※給与と所得もあつた場合は、給与所得金額を年間所得金額に含める ・確定申告書（控）※「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax（電子申請）による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付。 ・所得証明書（直近のもの） 等
Ⅱ 預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定	万円	預貯金・不動産（評価額）等の合計額が貸与予定総額（返還残額）（保証人は貸与予定総額（返還残額）の2分の1）以上 【預貯金の証明書】 ・預貯金残高証明書 ・取引残高報告書（評価額のわかるもの） ※証明書は返還誓約書に印字された日付（返還誓約書提出後の人物変更の場合は記入日）の3か月前以降に発行されたもの 【不動産の証明書】 ・固定資産評価証明書（評価額のわかるもの）及び「登記事項証明書（全部事項証明書）」を提出。 ただし固定資産評価証明書に所有者と持分割合（共有名義の場合）が明記されている場合は、「登記事項証明書（全部事項証明書）」の提出は不要。 ※証明書の発行日は、【預貯金の証明書】を参照 ※登記事項証明書（全部事項証明書）は法務局で取得 ※詳細は、裏面「資産(不動産・預貯金)の証明書に関する注意事項」を参照
	万円	Ⅰの金額＋(Ⅱの金額÷16) ※（給与所得者の場合）320万円以上 （給与所得者以外の場合）220万円以上 ・金額を換算するすべての証明書類
Ⅲ ⅠとⅡを組み合わせた場合	万円	※1万円未満は切り捨て

※いずれかの基準を満たしていれば、資産等のすべてを記入する必要はありません（例えば、給与収入額が基準を満たしていれば、預貯金があってもそれを記入する必要はありません）。
※詳細（記入例等）については、ホームページをご参照ください。（裏面参照）

※記入に当たっての留意事項は、機構の奨学金支援業務、奨学金貸与業務（返還業務を含む）及び借入する年度の授業料等返済業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関、文部科学省及び関係機関等に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証業務に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の貸与受給の停止等のために照会があった場合は、適正な範囲内において必要な情報が提供されます。

（こちらは表面）裏面に証明書に関する注意事項があります

(25. 4)

証明書に関する注意事項

（裏面）

区分Ⅰ 収入(給与・年金)、所得の証明書に関する注意事項

区分Ⅰ上段の「給与所得者の場合」の証明書

- ・給与明細は不可です。
- ・「給与所得」の証明には、直近の「源泉徴収票」や「所得証明書（自治体で取得可）」を添付してください。（コピー可）
- ・給与収入（年金）額が320万円未満の場合は、あわせてⅡの証明書類が必要です。
- ・「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax（電子申請）による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付してください。

区分Ⅱ 資産(預貯金・不動産)の証明書に関する注意事項

【預貯金】の証明書を提出する場合

- ・通帳のコピーは不可です。
- ・預貯金を資産とする場合は、金融機関が発行する「預貯金残高証明書」、「取引残高報告書」（評価額のわかるもの）を添付してください。（コピー可）

【不動産】の証明書を提出する場合

- ・「固定資産評価証明書（評価額のわかるもの）」及び「登記事項証明書（全部事項証明書）」を提出。
★評価額を証明する書類として「固定資産評価証明書（評価額のわかるもの）」、所有者と持分割合も証明する書類として「登記事項証明書（全部事項証明書）」が必要です。
※固定資産評価証明書に所有者と持分割合（共有名義の場合）が明記されている場合は、「登記事項証明書（全部事項証明書）」の提出は不要です。
※「固定資産評価証明書」に、「この証明は、不動産登記法による所有権を証明するものではありません。」といった内容の注意書きがある場合→誰が資産の所有者が確認するため、「登記事項証明書（全部事項証明書）」を併せて提出する必要があります。
※「固定資産評価証明書」で共有名義であることの記載があり（例：他1名、共有者あり等）、当該人物（返還保証者を提出する者）の持分割合がわからない場合は、「登記事項証明書（全部事項証明書）」を併せて提出する必要があります。
- ・提出された証明書で、「資産の評価額と所有(所有者・持分割合＝誰が資産をどれだけ所有しているか)が明確である必要があります。用意した証明書のうちではこれらがわからない場合、代わりの証明書や、追加の証明書の提出が必要となります。

（例）該当者の持分割合が3分の2（以下、2/3とする）の場合

価格（評価額）：300万円

持分割合：2/3

計算方法：300万円 × (2/3) = 200万円（該当者の持分価格）

・インターネットを利用して登記事項証明書を取得する場合、証明書として使えるのは「オンライン登記事項証明書請求」で交付された原本です。

・インターネットを利用して登記事項を確認するサービスには「オンライン登記事項証明書請求」と「登記情報提供サービス」の2つがありますが、証明力のある登記事項証明書は「オンライン登記事項証明書請求」によるもののみです。「登記情報提供サービス」の登記情報は、ご自身で内容を確認する用途で使用できますが証明書にはなりません。ご注意ください。

その他

・機構のホームページ「返還誓約書の記入について」に掲載されている【返還保証書の記入例と証明書の例】（PDF）をご参照ください。

ホームページ「返還誓約書の記入について」

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/taiyo/henkan_seiyakusho/2010kou.html

・返還誓約書提出後の人物変更の場合は、以下をご参照ください。

ホームページ「連帯保証人等の変更」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/todokede/remponin.html>

・機構のホームページ



返還保証書の記入例と収入証明・資産証明書類における図解について

連帯保証人・保証人の選任条件の例外として、貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる人であれば選任できます。ただし、そのことを示す「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出が必要となります。連帯保証人・保証人の選任条件及び選任条件の例外に関しては「貸与奨学金案内」「貸与奨学生のしおり」「貸与奨学金奨学事務の手引第8章」（学校担当者の方向け）を参照のうえ、以下の図解を参考にしてください。

本紙は「返還保証書」及び資産等に関する証明書類に関して、それぞれ留意していただきたい箇所を図解しています。

【図解番号】

◆返還保証書の記入例と「資産等に関する証明書類」一覧

◆ I - 1. 返還保証書と源泉徴収票

◆ I - 2 - ①. 返還保証書と確定申告書 …給与所得者の場合

◆ I - 2 - ②. 返還保証書と確定申告書 …給与所得者以外の場合 (給与所得もあるときは、給与所得金額を年間所得金額に含める)

◆ I - 3 - ①. 返還保証書と課税証明書 …給与所得者の場合

◆ I - 3 - ②. 返還保証書と課税証明書 …給与所得者以外の場合 (給与所得もあるときは、給与所得金額を年間所得金額に含める)

◆ II - 1. 貸与予定総額（返還残額）とは

◆ II - 2. 返還保証書と固定資産評価証明書 …当該者名義の資産額が確認できる場合

◆ II - 3. 返還保証書と固定資産評価証明書 …当該者名義の資産額が確認できない場合

◆ III（参考）. I と II を組み合わせる場合

【様式 13】
連帯保証人・保証人に4親等以内の親類でない人を選んだ場合や保証人に65歳以上の人を選んだ場合に提出する必要があります。
(当記入者が①～③の法を確認のうえ、すべての項目を記入)

貸与
610～810～

返 還 保 証 書

年 月 日

(「①」返還誓約書に印字された日付、返還誓約書提出後の人物変更の場合は記入日。)

私は、1. の「奨学生本人」が借用する、2. の「奨学生番号」の独立行政法人日本学生支援機構奨学金について、借用（返還）金額・返還回数・割戻金等（貸与中はすべて予定）を確認のうえ、4. の「現在の資産等の状況」に記載する資力をもって、返還予定の期間を通じて生活を維持し、「奨学生本人」が行う学資金の返還（保証人は奨学生本人が返還すべき返還未済額の2分の1）を確実に保証します。

氏 名 _____ (②当該人物の署名(自署)押印、印は実印)

生年月日 _____ 年 月 日生 (③当該人物の生年月日を記入)

奨学生本人
との関係 _____ (④続柄を記入)

1. 奨学生氏名	2. 奨学生番号	3. 奨学生生年月日
_____	_____	_____ 年 月 日生
(⑤奨学生本人の氏名を記入)	(⑥奨学生番号を記入)	(⑦奨学生本人の生年月日を記入)

4. 現在の資産等の状況 (⑧現在の資産等の状況が以下のI～IIIのいずれかの基準を満たすことを示す証明書類を添付のうえ「金額」欄に記入)

区 分	金 額	認定基準 及び 証明書類 (すべてコピー)
I 給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定	◆ 万円 ※1万円未満は切り捨て	年間収入金額が220万円以上 ※年金は給与として扱います。 ※源泉徴収票（直近のもの）※所得証明書（直近のもの）※年金振込通知書、 年金額改定通知書（支払金額のわかるもの、直近のもの）等 ※給与明細は不可。
I 給与所得者以外の場合 ※年間所得金額で判定	◆ 万円 ※1万円未満は切り捨て	年間所得金額が220万円以上 ※給与所得もあるときは、給与所得金額を年間所得金額に含める ※確定申告書（控）※「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax（電子申請）による受付結果画面、 印時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付。 ※所得証明書（直近のもの）等
II 預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定	◆ 万円 ※1万円未満は切り捨て	預貯金・不動産（評価額）等の合計額が貸与予定総額（返還残額）（保証人は貸与予定総額（返還残額）の2分の1）以上 【預貯金額の証明書類】 ・預貯金残高証明書・取引（残高）報告書（評価額のわかるもの） ※証明書類は返還誓約書に印字された日付（返還誓約書提出後の人物変更の場合は記入日）の3か月前以降に発行されたもの 【不動産の証明書類】 ・固定資産評価証明書（評価額のわかるもの）及び「登記事項証明書（全部事項証明書）」を提出。 ただし固定資産評価証明書に所有者と持分割合（共有名称の場合）が明記されている場合は、「登記事項証明書（全部事項証明書）」の提出は不要。 ※証明書類の発行日は、【預貯金額の証明書類】を参照 ※登記事項証明書（全部事項証明書）は法務局で取得 ※詳細は、裏面「資産（不動産・預貯金）の証明書類に関する注意事項」を参照
III IとIIを組み合わせる場合	◆ 万円 ※1万円未満は切り捨て	Iの金額+IIの金額+16 ※ (給与所得者の場合) 320万円以上 (給与所得者以外の場合) 220万円以上 ※金額を換算するすべての証明書類

※いずれかの基準を満たしていれば、資産等のすべてを記入する必要はありません（例えば、給与収入額が基準を満たしていれば、預貯金があってもそれを記入する必要はありません）。

※詳細（記入例等）については、ホームページをご参照ください。（裏面参照）

※記入した証明書類及びおたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給事務、貸与資金と返還（返還金額を自己）及び返還するまでの奨学金事務関係の業務のために利用されます。この利用目的の範囲を超えて、当該情報（貸与資金の状況に関する情報を含む）、貸与、金庫情報、返済状況及び貸与金等が必要とされ得る場合があります。機関が記入した場合には、機構が保有する個人情報のうち保証書に必要とされる情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び当該個人等の奨学金の貸与受給の停止等のために開示があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

(「こちらは表面」裏面に証明書に関する注意事項があります)

(25.4)

返還保証書の記入例と「資産等に関する証明書類」一覧

当該人物（連帯保証人もしくは保証人）が自署、実印を押印し、「生年月日」と「奨学生本人との関係（続柄）」が返還誓約書と一致するように記入してください。

返還誓約書に印字された日付を記入してください。返還誓約書を提出後に提出する場合は記入日を記入してください。

奨学 太郎 6XX - 04 - 000000 平成X年 11 月 11 日生

奨学 五郎 昭和X年 4 月 25 日生 奨学生本人との関係 祖父

4. 現在の資産等の状況（④最近の資産等の状況以下のⅠ～Ⅲのいずれかの基準を満たすことを示す証明書類を添付のうえ「金額」欄に記入）

区分	金額	認定基準及び証明書類（すべてコピー可）
Ⅰ 給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定	322 万円	源泉徴収票 ※年間収入金額が320万円以上 ※年金は給与として扱います。
Ⅰ 給与所得者以外の場合 ※年間所得金額で判定	万円	確定申告書（控）※「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax（電子申請）による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付。所得証明書（最近のもの）等
Ⅱ 預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定	万円	預貯金・不動産（評価額）等の合計額が貸与予定総額（返還総額）（保証人は貸与予定総額（返還総額）の2分の1）以上 【証明書類の例】 預貯金残高証明書（銀行発行のもの） 不動産の評価額証明書（国土交通省発行のもの） 固定資産評価証明書（自治体発行のもの） 登記事項証明書（登記簿謄本） ※詳細は、裏面に記載されています。
Ⅲ ⅠとⅡを組み合わせた場合	万円	Ⅰの金額＋（Ⅱの金額÷16）≧（給与所得者の場合）320万円以上（給与所得者以外の場合）220万円以上 金額を算出するすべての証明書類

※Ⅰ～Ⅲのいずれかの基準を満たせば、資産等のすべてを記入する必要はありません（例えば、給与収入額が基準を満たしていれば、預貯金があってもそれを記入する必要はありません）。

※詳細（記入例等）については、ホームページをご参照ください。（裏面参照）

※記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支弁事務局、奨学金貸与業務（返還業務）を所管する学校での授業料等貸与業務のために利用されます。この利用目的の範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関、文部科学省及び関係機関等に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関貸付加入者については、機構が保有する個人情報のうち保護期間に必要な情報が関係機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の貸与受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内において必要な情報が提供されます。

（こちらは表面）裏面に証明書に関する注意事項があります

(25. 4)

「資産等に関する証明書類」一覧（コピー可、マイナンバー記載のないもの）

※返還保証書の裏面に証明書に関する注意事項を掲載しております

Ⅰ. 給与所得者の場合

- 源泉徴収票（Ⅰ－１で詳しく説明）
- 「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax（電子申請）による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付。（Ⅰ－２－①で詳しく説明）
- 課税証明書・所得証明書（Ⅰ－３－①で詳しく説明）
- 年金振込通知書 または 年金額決定通知書
- 年収見込証明書

Ⅰ. 給与所得者以外の場合（給与所得もあるときは、給与所得金額を年間所得金額に含める）

（自営業、兼業農家等）

- 「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax（電子申請）による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付。（Ⅰ－２－②で詳しく説明）
- 課税証明書・所得証明書（Ⅰ－３－②で詳しく説明）

Ⅱ. 預貯金額

- 預貯金残高証明書〔残高合計額の分かるもの〕、取引残高報告書〔評価額の分かるもの〕

Ⅱ. 不動産（評価額等）（Ⅱ－２、Ⅱ－３で詳しく説明）

- 固定資産評価証明書等〔該当事が資産の所有者であることが確認でき、評価額の分かるもの〕
- 登記事項証明書（全部事項証明書）〔固定資産評価証明書に併せて提出が必要。]

ただし、固定資産評価証明書に所有者と持分割合（共有名義の場合）が明記されている場合は提出不要]

- ※ 1 当人の名義であることが明記されているものでなければなりません。日本語表記ではないものは和訳を添付し、返還保証書作成時点の日本円に換算した為替レート表を添付してください。
- ※ 2 Ⅰに関する各種証明書は取得できる直近のものを添付してください。
- ※ 3 「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax（電子申請）による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものの添付が必要です。
- ※ 4 Ⅱに関する各種証明書は返還誓約書に印字された誓約日（返還誓約書を提出後の場合は記入日）の3か月前以降に発行されたものを添付してください。

当該人物（連帯保証人もしくは保証人）が全ての項目を記載してください。

I - 1. 返還保証書と源泉徴収票 ※（数値等は仮定のものです）

返還保証書 I の上段。
給与所得者の場合

令和X0年分 給与所得の源泉徴収票															
支払住所又は居所 東京都目黒区駒場 4-5-29				氏名 (受給者番号) 〇〇〇〇〇3 (フリガナ) ショウガクゴロウ 奨学 五郎											
種別 給与・賞与		支払金額 8,309,654		給与所得控除後の金額 6,278,688		所得控除の額の合計額 3,072,448		源泉徴収税額 320,600							
控除対象配偶者の有無等		配偶者特別控除の額		扶養親族の数 (配偶者を除く)		障害者の数 (本人を除く)		社会保険料 等の金額		社会保険料 の控除額		地震保険料 の控除額		住宅借入金等 特別控除の額	
有 無 従 有 従 無		円		特 定 老 人 その他		特 別 その他		円		円		円		円	
3		円		人 従 入 内 人 従 入 内 人 内		人 人 人 内		889,448		50,000		3,000		円	
控除後の金額ではありません										個人年金保険料の金額		円		円	
(妻) 〇〇 (長男) ▽▽ (二男) ◇◇ (長女) ××										旧長期損害保険料の金額		円		円	
未成年者		本人が障害者		寡 婦		寡 婦		中途就・退職		受 給 者		生 年 月 日		年 月 日	
欄		特 別 その他		一 般 特 別		夫 夫		就 職 退 職 年 月 日		明 大 昭 平		年 月 日		年 月 日	
〇								XX		*		XX		4 25	
支 払 者		住所(居所)又は所在地		東京都〇〇〇〇 ◇◇-××											
		氏 名 又 は 名 称		(株)(有) 奨学商店											
				(電話) 03-1234-0000											

支払金額＝収入金額です

返還保証書

4. 現在の資産等の状況 (⑧直近の資産等の状況が以下のI～IIIのいずれか)	
I 給与所得者の場合	830 万円
※年間収入金額で判定 ※1万円未満は切り捨て	
II 給与所得者以外の場合	万円
※年間所得金額で判定 ※1万円未満は切り捨て	
III 預貯金や不動産などの資産を有している場合	万円
※合計額で判定	

年間収入金額が320万円以上
・源泉徴収票(直近のもの)
・年金額改定通知書(※給与明細は不可。)

年間所得金額が220万円以上
・確定申告書(控) ※「確定申告書の控え」を提出する場合13、14、15の「電子申告」による交付
面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付。
・所得証明書(直近のもの) 等

預貯金・不動産(評価額)等の合計額が貸与予定総額(返還残額)
(保証人は貸与予定総額(返還残額)の2分の1)以上

【預貯金の証明書】
・預貯金残高証明書・取引残高報告書(評価額のわかるもの)
※証明書は返還誓約書に印字された日付(返還誓約書提出後の人物変更の場合は記入日)以降に発行されたもの

【不動産の証明書】
・固定資産評価証明書(評価額のわかるもの)及び「登記事項証明書(全部事項証明書)」
ただし固定資産評価証明書に所有者と持分割合(共有名義の場合)が明記されている場合は、
事項証明書(全部事項証明書)の提出は不要。

年間収入金額320万円以上の
基準を満たすため選任できる

返還保証書Ⅰの上段. 給与所得者の場合

税務署が受理した受付日時・受付番号の印字が必要です。
印字がない場合は、e-Tax(電子申請)による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付してください。

給与所得者の「給与」は収入
ですので加算できます

給与収入＋公的年金
17.8万＋28.2万

給与所得者の場合

46

年金は給与収入扱いとします

年間収入金額320万円以上の
基準を満たさないため選任できない

[illegible]

I - 2 - ②. 返還保証書と確定申告書

※ (数値等は仮定のもので)

返還保証書 I の下段。
給与所得者以外の場合

注意

【確定申告書(控)】

税務署が受理した受付日時・受付番号の印字が必要です。

(印字がない場合)

「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax(電子申請)による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付。

返還保証書

4. 現在の資産等の状況 (⑧直近の資産等の状況が以下の1～Ⅲのいずれかの基準を満たすことを示す証明書類を添付する)		額	認定基準 及び 証明書類 (すべてコ)
Ⅰ 所得合計(営業所得)		317万	年間収入金額が320万円以上 ※年金は給与として扱います。 ・源泉徴収票(直近のもの) ・所得証明書(直近のもの) ・年金振替 ・年金額改定通知書(支払金額のわかるもの、直近のもの) 等 ※給与と明細は不可。
Ⅱ 給与所得者以外の場合		317万	年間所得金額が220万円以上 ※給与と所得もあるときは、給与と所得金額を年間所得金額に含める ・確定申告書(控) ※「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax(電子申請)による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付。 ・所得証明書(直近のもの) 等
Ⅲ 預貯金や不動産などの資産を有している場合			預貯金・不動産(評価額)等の合計額が給与と予定総額(返還残額)に等しいこと (保証人は必要) 【預貯金額の証明】 ・預貯金残高証明書 ・取引残高報告書(評価額のわかるもの) ※証明書は返還誓約書に印字された日付(返還誓約書提出後の人物実印)に発行されたもの 【不動産の証明書】 ・固定資産評価証明書(評価額のわかるもの) 及び「登記事項証明書(ただし固定資産評価証明書に所有者と持分割合(共有名義の場合)が明記されているもの(全部事項証明書)」の提出は不要。

所得合計を記入します

年間所得金額220万円以上の
基準を満たすため選任できる

受付日時: 20XX/03/30
受付番号: 20XX-XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

令和 〇〇 年 〇 月 〇 日 令和 〇 年 〇 月 〇 日

納税地: 〇〇市△△町×-×

フリガナ: ショウカ ク コ ロウ

氏名: 奨学 五郎

氏名(ローマ字): 奨学 五郎 本人

生年月日: 3 月 〇 日 04 25

住所: 〇〇市△△町×-×

電話番号: 〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇

職業: 学生

収入金額等

収入金額等	金額
給与	8275955
配当	178500
公的年金等	282850
雑収入	
その他	
合計	3177614

所得金額等

所得金額等	金額
給与	3177614
配当	
公的年金等	
雑収入	
その他	
合計	3177614

所得から差し引かれる金額

所得から差し引かれる金額	金額
社会保険料控除	
小規模企業共済等掛金控除	
生命保険料控除	
地震保険料控除	
雑損控除	
医療費控除	
寄附金控除	
合計	

税金

税金	金額
所得税	
住民税	
県民税	
市町村民税	
固定資産税	
都市計画税	
雑税	
合計	

計算

計算	金額
所得金額	3177614
所得から差し引かれる金額	
税金	
合計	

その他

その他	金額
公的年金等以外の合計所得金額	
配当の合計所得金額	
雑収入の合計所得金額	
青色申告特別控除額	
雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	
未納付の源泉徴収税額	
本年分まで引く繰越控除額	
平均課税対象金額	
課税所得金額	
申告額までに納付する金額	
延納届出額	

省路

I - 3 - ①. 返還保証書と課税証明書（所得証明書） ※（数値等は仮定のものです）

返還保証書 I の上段.
給与所得者の場合

取得できる最新のものである
必要があります。

給与所得者の「給与」は収入
ですので加算できます

返還保証書

給与収入＋公的年金収入
17.8万＋28.2万

46万円

年金は給与収入
扱いとします

年間収入金額320万円以上の
基準を満たさないため選任できない

令和X〇年度（令和X〇年分）市 民 税 ・ 県 民 税 課 税 証 明 書

現住所 □□県〇〇市△△町X丁目 XX番X

氏名 奨学 五郎

生年月日 昭和XX年4月25日 生

所得区分	所得金額(円)	所得区分	所得金額(円)	所得除の内訳	控除額(円)	扶養控除	人数	本人該当
総所得金額	3,177,614	分離短期譲渡 (特別控除)	*****	雑 損	0	配 偶 者		特 別 障 害
(給与収入)	(178,500)	分離長期譲渡 (特別控除)	*****	医 療 費	96,600	老 人 配 偶 者		そ の 他 障 害
給与所得	0	上場株式等の 配当(分離)	*****	社会保険料	474,800	特 定	1	寡 婦
営 業 等	3,177,614	株式譲渡	*****	小規模共済	0	(内同居)	()	ひとり親
農 業	*****	先物取引	*****	生命保険料	0	老 人	2	勤 労 学 生
不 動 産	*****	山林譲渡	*****	地震保険料	0	16歳未満		未 成 年
利 子	*****	総合退職	*****	寄 附 金	0	その他	1	
配 当	*****	繰越損失額		障 害	520,000	(内同居)	()	そ の 他
(公的年金収入)	(282,850)	純繰越損失	*****	扶 養	0	税額控除の内訳		
時	*****	雑繰越損失	*****	基 礎	1,540,000	調 整 控 除		市分控除額(円)
		株式繰越損失	*****	課税標準額	430,000	住 宅 借 入 金		XXXXX
		先物繰越損失	*****	所得控除合計	3,061,400	寄 附 金		0
		居住用繰越損失	*****	その他税額控除等	0	調 整 額		0
合計所得金額	3,177,614	総合	116,000	配当・譲渡割	0	備 考		0
市民税(円)		分離短期	0					
所得割額	XXXXX	分離長期	0					
所得割減免額	XXXXX	株式譲渡	0					
均等割額	XXXXX	先物取引等	0					
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額	XXXXX							
所得割額	XXXXX							
所得割減免額	XXXXX							
均等割額	XXXXX							
均等割減免額								

I - 3 - ②. 返還保証書と課税証明書（所得証明書） ※（数値等は仮定のものです）

返還保証書 I の下段、
給与所得者以外の場合

取得できる最新のものでは
ありません。

所得合計(合計所得)を記入
します

返還保証書

所得合計(合計所得)
317万

給与所得者以外の場合

317

預貯金や不動産などの
資産を有している場合

年間所得金額220万円以上の
基準を満たすため選任できる

令和X□年度（令和X○年分）市 民 税 ・ 県 民 税 課 税 証 明 書
現住所 □□県○○市△△町X丁目
XX番X
氏名 奨学 五郎

生年月日 昭和XX年4月25日 生

所得区分	所得金額(円)	所得区分	所得金額(円)	所得控除の内訳	控除額(円)	扶養控除	人数	本人該当	
総所得金額	3,177,614	分離短期譲渡 (特別控除)	***** (*****)	雑 損	0	配 偶 者		特 別 障 害	
(給与収入)	(178,500)	分離長期譲渡 (特別控除)	***** (*****)	医 療 費	96,600	老 人 配 偶 者		そ の 他 障 害	
給与所得	0			社 会 保 険 料	474,800	特 定	1	寡 婦	
営 業 等	3,177,614	上場株式等の 配当(分離)	***** (*****)	小規模共済	0	(内同居)	()	ひとり親	
農 業	*****	株 式 譲 渡	*****	生 命 保 険 料	0	老 人	2	勤 労 学 生	
不 動 産	*****	先 物 取 引	*****	地 震 保 険 料	0	16歳未満		未 成 年	
				寄 附 金	0	その他	1		
				障・寡・ひ・勤	520,000	(内同居)	()	その他	
				配 偶 者	0	障 害			
				配 偶 者 特 別	0	特 別			
利 子	*****	山 林	*****	扶 養	1,540,000	税額控除の内訳		市分控除額(円)	県分控除額(円)
				基 礎	430,000	調 整 控 除		XXXXX	XXXXX
配 当	*****	綜 合 退 職	*****	所 得 控 除 合 計	3,061,400	住 宅 借 入 金		0	0
(公的年金収入)	(282,850)					寄 附 金		0	0
雑	0	繰り越し損失額		課税標準額	116,000	調 整 額		0	0
譲渡・一時	*****	純繰越損失	*****	分離短期	0	そ の 他 税 額 控 除 等		0	0
		雑繰越損失	*****	分離長期	0	配 当 ・ 譲 渡 割		0	0
		株式繰越損失	*****	株式譲渡	0				
		先物繰越損失	*****	先物取引等	0				
		居住用繰越損失	*****						
合計所得金額	3,177,614	市民税 (円)		所得割額	XXXXX	所得割額	XXXXX	年税額 (円)	XXXXX
総所得金額等	3,177,614			所得割減免額	XXXXX	所得割減免額	XXXXX		
				均等割額	XXXXX	均等割額	XXXXX		
				均等割減免額	XXXXX	均等割減免額	XXXXX		

表記のとおり相違ないことを証明します。

令和○年7月●日

□□県○○市長 ◇◇ ◇◇

公 印

Ⅱ－１．貸与予定総額（返還残額）＝返還誓約書に印字されている「借用金額」※（数値等は仮定のものです）

返還保証書Ⅱ．預貯金や不動産の資産

返還誓約書

【第一種人的保証】

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構学貸与金を下記のとおり借用いたします。

つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規程その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたがって返還することを誓約します。独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、裏面の「個人情報同意事項」を承認し、同意します。なお、私が借用した学貸与金は、第一種奨学金（無利息）であり、人的保証を選択しました。家計支持者として個人番号を提出している連帯保証人は、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。

令和 XX 年 4 月 1 日

【提出用】

※第一種奨学金において、下には「定額返還方式（貸与額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式）」又は「所得変動返還方式（機構が所得に連動して算出した割賦金で返還する方式）」のうちから、あなたが選択した返還方式が印字されています。

※第二種奨学金においては、全て貸与額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式による返還となります。

〔定額返還方式（猶予年限特例）〕※裏面（項番 22）参照

※本人が未成年者（18歳未満）の場合には、親権者が返還誓約書の記載内容及び機構の取扱を承認し、同意のうえ、所定の欄にそれぞれ署名してください。親権者とは、民法に定められた親権者のことです。親権者がいない場合には、未成年後見人が同様に署名してください。

連帯保証人	住所 〒 162 - 8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7
電話番号 03-XXXX-0000	携帯電話番号 090-XXXX-9999
氏名（奨学 一郎）	フリガナ ショウガク イチロウ
署名	実印
続柄 父	昭和 XX 年 1 月 1 日生
勤務先	電話番号 03-XXXX-2222
保証人	住所 〒 153 - 8503 東京都目黒区駒場 4-5-29

借用金額	¥ 2 4 4 8 0 0 0
------	-----------------

奨学生番号 6XX-XX-XXXXXX CD 7 001 [採用種別] 予約

在学学校 日本学生支援大学

住所 〒 135 - 8630
東京都江東区青海 2-2-1

電話番号 03-XXXX-1111 携帯電話番号

氏名（奨学 太郎） フリガナ

署名

貸与期間	貸与月	平成
20XX 年 4 月～ 20XX 年 3 月	48	
年 月～ 年 月		
年 月～ 年 月		
年 月～ 年 月		

返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
月賦 毎月27日	*** 回	*** 円	*** 円	*** 円
月賦返還選択時の総支払い額				*** 円
月賦 月賦分 毎月27日	*** 回	*** 円	*** 円	*** 円
併用返還 半年賦分 毎年1・7月の27日	*** 回	*** 円	*** 円	*** 円
併用返還選択時の総支払い額				*** 円

※返還の方法は、本返還誓約書で選択された「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」とします。但し、右上印字の返還方式が「所得変動返還方式」の場合は、「月賦・半年賦併用返還」は選択できません。割賦金等々は予定であり、確定した金額は、貸与終了後に通知するものとします。返還回数と割賦金額の計算方法は、「奨学生のしおり」に記載してあります。

※給付奨学金の支援対象者が第一種奨学金の貸与を受ける際の借用金額については、裏面「返還誓約書記載事項について」の3を参照してください。

※人的保証とは連帯保証人及び保証人による保証を受ける制度。機関保証とは保証機関による保証を受ける制度をいいます。

※機構は、奨学金の貸与を受けていた者が奨学生として身分を失った際には、「借用金額」として貸与した奨学金の金額を貸与する義務を負わなければならないとします。

※この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

添付書

- ・連
- ・速
- ・保

※年間所得金額で判定

※1万円未満は0円とす

万円

確定申告書（控）※「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax（電子申請）による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付。

※所得証明書（直近のもの）

万円

預貯金・不動産（評価額）等の合計額が貸与予定総額（返還残額）（保証人は貸与予定総額（返還残額）の2分の1）以上

※「不動産の証明書」

- ・預貯金残高証明書・取引残高報告書（評価額のわかるもの）
- ※証明書は返還誓約書に印字された日付（返還誓約書提出後の人物変更の場合は記入日）の3か月前以降に発行されたもの
- 【不動産の証明書】
- ・固定資産評価証明書（評価額のわかるもの）及び「登記事項証明書（全部事項証明書）」を提出。ただし固定資産評価証明書に所有者と持分割合（共有名義の場合）が明記されている場合は、「登記事項証明書（全部事項証明書）」の提出は不要。
- ※証明書の発行日は、【預貯金額の証明書】を参照
- ※登記事項証明書（全部事項証明書）は法務局で取得
- ※詳細は、裏面「資産（不動産・預貯金）の証明書に関する注意事項」を参照

返還保証書

預貯金や不動産などの資産を有している場合

※合計額で判定

貸与予定総額（返還残額）とは返還誓約書に印字されている「借用金額」で確認することができます。

この例では

◆貸与予定総額 **¥2,448,000**

◆貸与予定総額の2分の1以上は $¥2,448,000 \div 2 = \text{¥1,224,000}$ が基準となります。

※併用貸与（返還誓約書が複数枚発行されている）の場合、それぞれの貸与予定総額以上であれば認められます。複数枚の返還誓約書の貸与予定総額の合計額以上である必要はありません。ただし、「返還保証書」及び「資産等に関する証明書類」はそれぞれに添付する必要があります。

Ⅱ－２．返還保証書と固定資産評価証明書（当該者名義の資産額が確認できる場合）

※（数値等は仮定のものです）

返還保証書Ⅱ．預貯金や不動産の資産

固定資産（土地・家屋）評価証明書				証明を必要とする理由	日本学生支援機構へ提出
所在地	〇〇市△△町X丁目XX番X	登記地積 m ²	200.00	価格(円)	(区分)
登記地目	宅地	地積	200.00	¥30,000,000	固定資産税
現況地目	宅地	現況地積 m ²	200.00		都市計画税
概要	共有持分 分子 600 分母 1000				課税標準の特例額： 比準課税標準額
所有者	〇〇市△△町X 奨学 五郎				¥5,000,000 ¥4,950,000
所在地	〇〇市△△町X丁目XX番X	登記床面積 m ²	240.00	価格(円)	令和5年度
家屋番号	□□□□□	床面積	240.00	¥4,000,000	*****
種類					*****
地上	2階				*****
構造	木造				
屋根	ストレート葺				
所有者	〇〇市△△町X 奨学 五郎				

「共有持分」の記載がある場合は該当所有者の持分を計算によって求めることができます。

所有者欄に(外●名)や(共有者■)、共有持分等の記載がない場合は単独の所有になります。

$$\text{土地 } ¥30,000,000 \times \frac{600}{1000} = \text{¥18,000,000}$$

家屋 ¥4,000,000

2,200
万円

資産が共有名義の場合は...

持分割合等により該当者名義の資産額が確認できるものでなければなりません。
その場合、固定資産評価証明書と、
登記事項証明書(全部事項証明書)と組み合わせると持分割合を計算し求めることができます。

⇒Ⅱ－３参照

4. 現在の資産等の状況（⑧直近の資産等の状況が以下の1～⑭のいずれかの基準を満たすことを示す証明書類を添付のうえ）			
区 分	金 額	認定基準	証明書類
給与所得者の場合	万円	年間収入金額が320万円以上 ※年金は給与として振り込まず。 ・源泉徴収票（直近のもの） ・年金振込 ・年金額改定通知書（支払金額のわかるもの、直近のもの） ※給与明細は不可。	・所得証明書（直近のもの） ・年金振込 ・年金額改定通知書（支払金額のわかるもの、直近のもの） ・所得証明書（直近のもの）
預貯金や不動産などの資産を有している場合	万円	年間所得金額が220万円以上 ※給与所得もあるときは、給与所得金額を年間所得金額に含める。 ・確定申告書（控）※「所得」欄に記入。 ・面、即時通知等、税務署 ・所得証明書（直近のもの）	・所得証明書（直近のもの） ・所得証明書（直近のもの） ・所得証明書（直近のもの）
II	2,200	預貯金・不動産（評価額）等の合計額が貸与予定総額（返還残額）（保証人は貸与予定総額（返還残額）の2分の1）以上	【預貯金額の証明書】 ・預貯金残高証明書・取引残高報告書（評価額のわかるもの） ※証明書は返還誓約書に印字された日付（返還誓約書提出後の人物変更以降に発行されたもの） 【不動産の証明書】 ・固定資産評価証明書（評価額のわかるもの）及び「登記事項証明書（金たし固定資産評価証明書に所有者と持分割合（共有名義の場合）が明項証明書（全部事項証明書）」の提出は不要。 ※証明書の発行日は、【預貯金額の証明書】を参照 ※登記事項証明書（全部事項証明書）は法務局で取得 ※詳細は、裏面「資産（不動産・預貯金）の証明書に関する注意事項」を参照

返還保証書

Ⅱ－３．返還保証書と固定資産評価証明書（当該者名義の資産額が確認できない場合）

※（数値等は仮定のものです）

返還保証書Ⅱ．預貯金や不動産の資産

固定資産（土地・家屋）評価証明書			
所在地	〇〇市△△町X丁目XX番X	登記地積 m ²	200.00
	登記地目：宅地	地積	200.00
概要	現況地目：宅地	価格(円)	¥30,000,000
		現況地積 m ²	200.00
所有者	〇〇市△△町X	所有者	〇〇市△△町X 奨学 五郎 外1名
	奨学 五郎 外1名		
所在地	〇〇市△△町X丁目XX番X	地積	0.00
	家屋番号：□□□□□	価格(円)	¥4,000,000
概要	種類：	所有者	〇〇市△△町X丁目XX番X 奨学 五郎
	地上：2階 構造：木造 屋根：ストレート葺		
所有者	〇〇市△△町X	所有者	奨学 五郎
	奨学 五郎		

該当者以外に外1名の所有者がいるため、かつ持分記載がないため、当該者持分の資産額が確認できません。

資産が共有名義の場合は...

持分割合等により該当者名義の資産額が確認できるものでなければなりません。
その場合、固定資産評価証明書と、
登記事項証明書(全部事項証明書)と組み合わせると持分割合を計算し求めることができます。

登記事項証明書

表題部（土地の表示）		調製	平成〇〇年〇月〇日	不動産番号	XXXXXXXXXXXX
地図番号	(余白)	筆界特定	(余白)		
所在地	〇〇市△△町X丁目			(余白)	
① 地番	② 地目	③ 地積 m ²	原因及びその日付[登記の日付]		
XX番X	宅地	200.00	■番▼から分筆 [昭和〇〇年〇月X日]		
(余白)	(余白)	(余白)	昭和63年法務省令第37条附則第2条第2項の規定により移記 平成〇〇年〇月〇日		

権利部（甲区）（所有権に関する事項）

順位番号	登記の目的物	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	共有者全員持分全部移転	平成▲▲年〇月〇日 第XXXX号	原因 平成▲▲年〇月〇日 共有者 〇〇市△△町X丁目XX番X 持分5分の3 奨学 五郎 〇〇市△△町X丁目XX番X 持分5分の2 奨学 XX 昭和63年法務省令第37条附則第2条第2項の規定により移記 平成〇〇年〇月〇日

原因 平成▲▲年〇月〇日
共有者
〇〇市△△町X丁目XX番X
持分5分の3
奨学 五郎
〇〇市△△町X丁目XX番X
持分5分の2
奨学 XX

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和〇〇年7月●日
〇〇法務局□□支局

登記官

◆◆◆◆

公印

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 XXXXXX (1/1)

1/1

Ⅲ（参考）． 返還保証書と確定申告書と預貯金残高証明書 ※（数値等は仮定のものです）

Ⅲ．ⅠとⅡを組み合わせる場合

給与所得者の場合

収入合計 = ¥999,195

年間収入320万円以上の基準を満たさないため選任できない

Ⅱの金額

預金合計 = ¥1,000,000

Ⅰの金額 + (Ⅱの金額 ÷ 16)

¥999,195 + (¥1,000,000 ÷ 16)

= ¥1,061,695

返還保証書Ⅲの基準額(320万円以上)を満たさないため選任できない

**給与所得者以外の場合
(給与所得以外+給与所得の方も含む)**

所得合計 = ¥2,147,413

年間所得220万円以上の基準を満たさないため選任できない

Ⅱの金額

預金合計 = ¥1,000,000

Ⅰの金額 + (Ⅱの金額 ÷ 16)

¥2,147,413 + (¥1,000,000 ÷ 16)

= ¥2,209,913

返還保証書Ⅲの基準額(220万円以上)を満たすため選任できる

Ⅲ ⅠとⅡを組み合わせる場合

220 万円

※1万円未満は切り捨て

Ⅰの金額 + (Ⅱの金額 ÷ 16) ≥

（給与所得者の場合）320万円以上

（給与所得者以外の場合）220万円以上

・金額を積算するすべての証明書類